

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 131 号

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

花巻空港管理条例施行規則（昭和 38 年岩手県規則第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>附 則</p> <p>（着陸料等の減免の特例）</p> <p>2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる期間に限り、条例第16条第2項及び条例附則第2項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。</p>			<p>附 則</p> <p>（着陸料等の減免の特例）</p> <p>2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる期間に限り、条例第16条第2項及び条例附則第2項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。</p>		
航空機	期 間	額	航空機	期 間	額
[略]			[略]		
2 <u>花巻空港と大阪国際空港との間の路線において、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第2条第18項の国内定期航空運送事業（以下「国内定期航空運送事業」という。）の用に供する航空機のうち、法第107条の2の運航計画（以下「運航計画」という。）において、花巻空港に到着した後、大阪国際空港に到着する時刻をその日の正午以前に設定しているもので、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に運航を開始したもの（次項及び4の項に掲げるものを除く。）</u>	<u>運航を開始した日から3年</u>	[略]	2 <u>花巻空港と本邦外の空港との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空法（昭和27年法律第231号）第2条第17項の航空運送事業を営む者（以下「航空運送事業者」という。）が運航するもののうち、当該年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）において、花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送しているもの</u>	<u>平成18年9月29日から平成22年3月31日まで</u>	[略]
3 <u>法第2条第16項の航空運送事業を営む者（以下「航空運送事業者」という。）が行う国内定期航空運送事業に係る路線のうち、花巻空港と他の地点との間</u>	<u>運航を開始した日から3年</u>	[略]	3 <u>花巻空港と本邦外の空港との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもののうち、当該年度において、花巻空港への</u>	<u>平成18年9月29日から平成22年3月31日まで</u>	[略]

に新たに路線を定めて一定の日時により航行する航空機のうち、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に運航を開始したもの			着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送しているもの	の間	
4 花巻空港と他の地点との間に定められた路線において国内定期航空運送事業を行う航空運送事業者が、その運航計画に定める当該路線に係る運航回数を増加したこと（平成15年3月31日現在において運航が計画されている回数から増加した場合をいう。）に伴い、新たに一定の日時により航行することとした航空機で、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に運航を開始したもの	運航を開始した日から3年	基準額に10分の9を乗じて得た額			
5 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校（小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に限る。）の修学旅行において、専らその旅客を運送する目的で、航空運送事業者が運航する航空機	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間	基準額に10分の9を乗じて得た額			

3 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機に係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる期間に限り、条例第16条第2項の定めるところにより算出した額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。

航空機	期 間	額
1 学校教育法第1条の学校（小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に限る。）の修学旅行において、専らその旅客を運送する目的で、航空運送事業者が運航する航空機で、当該旅客を運送していないもの	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間	条例第16条第2項に定めるところにより算出した額に15分の14を乗じて得た額

3 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機に係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる期間に限り、条例第16条第2項の定めるところにより算出した額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。

航空機	期 間	額
1 花巻空港と本邦外の空港との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもののうち、当該年度において、花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送していないもの	平成18年9月29日から平成22年3月31日までの間	条例第16条第2項に定めるところにより算出した額に3分の2を乗じて得た額

2 花巻空港と本邦外の空港との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するものうち、当該年度において、花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送していないもの	平成18年	条例第16
	9月29日から平成22年3月31日までの間	条第2項に定めるところにより算出した額に15分の14を乗じて得た額

4 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機に係る停留料については、条例第17条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる期間に限り、条例第16条第2項に定めるところにより算出した額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。

航空機	期間	額
1 第2項の表3の項及び4の項の左欄に掲げる航空機のうち、花巻空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸する運航形態（以下「夜間停留」という。）を継続してとるもの	運転を開始した日から3年	条例第16条第2項に定めるところにより算出した額に3分の2を乗じて得た額
2 第2項の表5の項及び第3項の表の左欄に掲げる航空機のうち、夜間停留をするもの（運航遅延や機材故障等により夜間停留をしたものを除く。）	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間	条例第16条第2項に定めるところにより算出した額に3分の2を乗じて得た額

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。